

議案第 8 2 号

和解することについて

和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

1 相手方 市内在住者

2 事件の概要

令和 6 年 2 月 2 0 日に相手方から、不適切指導等慰謝料調停事件として、民事調停の申立てがあり、調停委員より、調停条項が示されたため、和解するものである。

3 和解の内容

- (1) 市は、本件について、相手方に心身の苦痛を感じさせたことについて、遺憾の意を表するとともに、今後、学校と教育委員会が連携して、組織的にいじめ等に対応していくことを約束する。
- (2) 市は、相手方に対し、本件解決金として、2 0 万円の支払義務があることを認める。
- (3) 市は、相手方に対し、前号の金員を、相手方指定の口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (5) 相手方と市は、相手方と市との間には、本調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は、各自の負担とする。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

朝霞市長 富岡 勝則